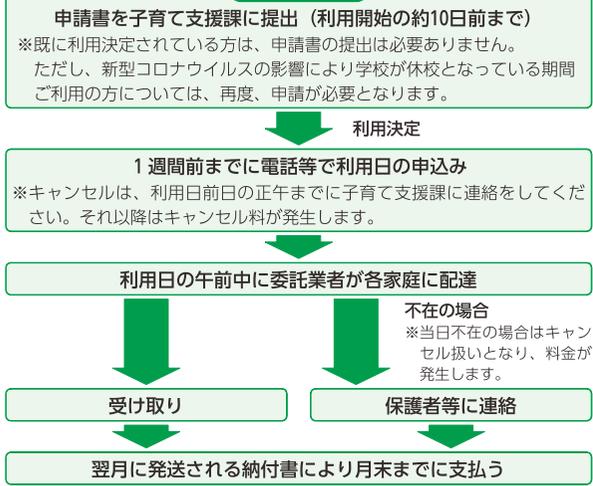


# 夏休み こども宅食 サービス

夏休み期間中（8月1日(出)～23日(日)）の平日に昼間就労などの事情で子どもの見守りを必要としている家庭に食事を届ける子育て支援サービスです。

**対象者** 離乳食完了後から中学生まで  
**負担額** 650円 ※児童扶養手当の全額受給世帯や養育支援訪問の対象となる世帯については無料です。  
**照会先** 子育て支援課 ☎85-9595

## 利用方法



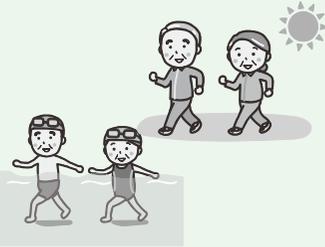
- メニュー例1**
- ・アジフライ
  - ・肉団子の甘辛和え
  - ・黒花豆
  - ・切干大根煮
  - ・にら玉
  - ・フルーツカクテル

- メニュー例2**
- ・チキンカレー
  - ・生野菜
  - ・メンチカツ



## 「スマートライフ教室」参加者募集のお知らせ

町の国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている40歳以上の方を対象に、スマートライフ教室を開催します。内容は、さくら館のプールでの水中運動や室内・宮城野周辺での陸上運動（ヨガ・ノルディック等）があります。健診結果でメタボリックシンドロームと言われた方や運動習慣を身に付けたい方、最近体型が気になってきている方など参加希望者を募集しております。水中運動は泳げなくても参加できます。



**日時** 令和2年7月～令和3年3月頃までの木曜日の午後・全25回を予定しています。  
**対象者** 箱根町国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者で運動制限がない方。定員 15名。  
**申込方法** 保険健康課まで電話でお問い合わせください。後日、日程表を郵送させていただきます。

**申込・照会先** 保険健康課 ☎85-9564

**7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。**  
 7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動で、本年で70回目を迎えます。  
 犯罪や非行を防ぐには、取締りを強化して、罪を犯した人を処罰することも必要ですが、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもとても大切なことです。立ち直りを支える家庭や地域をつくるためには一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。「社会を明るくする運動」では、犯罪や非行のない地域をつくるために一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。



犯罪や非行のない安全で安心な暮らしをかなえるため、いま何が求められているのか、そして、自分には何ができるのかを考えてみましょう。  
**照会先** 福祉課 ☎85-17790

**マイナンバーカード専用窓口開設（夜間）**  
**日時** 7月8日(水)・22日(水) 17時15分～19時15分  
**場所** 役場本庁舎2階総務防災課町民係  
**取扱事務**  
 ◎マイナンバーカードの交付  
 ◎電子証明書の更新・再発行  
 ◎マイキーID設定支援  
 ◎マイナンバーカード申請方

法の説明（申請書の印刷等）  
 ※マイナンバーカードの申請サポート（顔写真撮影等）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しています。  
 ※詳細は問い合わせください。  
 ※マイナンバーカード事務以外の取り扱いはありません。  
**照会先** 総務防災課(町民係) ☎85-17160

**町営住宅入居者募集**  
**募集する住宅**  
 ・小涌谷 1戸  
 （世帯向け・単身可）  
 ・前田 1戸（世帯向け）  
 ・仙石原 2戸（世帯向け）  
 ・第2上河原 2戸（単身向け）  
 ・第2上河原 3戸（世帯向け）  
**申込期間** 7月13日(月)～27日(月)  
 ※詳細は、福祉課、出張所で配布している「募集のしおり」を参照してください。  
**照会先** 福祉課 ☎85-17790

## 令和2年度 国民年金保険料の免除申請受け付け開始

令和2年度の国民年金保険料の免除申請受け付けが、7月より開始いたします。

◆**国民年金保険料の免除制度とは：**  
 国民年金第1号被保険者（自営業者など）の方で、所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合、本人の申請により、保険料の納付が免除される制度です。

◆**免除申請**  
 本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合、保険料が全額免除または一部免除となります。

◆**若年者納付控除申請**  
 50歳未満の方で、本人と配偶者の所得状況により保険料の納付が猶予されます。

◆**新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方**  
 令和2年2月分から6月分までの受付はすでに開始していますが、令和2年7月以降は、改めて申請が必要です。  
**照会先** 保険健康課 ☎85-19564

